

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和02年11月13日

計画の名称	神戸市地域住宅支援整備計画（第2期）											
計画の期間	平成28年度～令和02年度（5年間）										重点配分対象の該当	
交付対象	神戸市,兵庫県											
計画の目標	『良質な公的賃貸住宅等の整備等を通じて、住宅確保要配慮者の居住の安定を図るとともに、住宅・建築物の耐震化等による質の向上や住宅市街地の防災対策、既存住宅の流通促進や空き家対策、住まい手の総合支援等により、「誰もが安全、安心にすまうことができる」、「自分にあった住まい・住まい方を選択できる」、「活力のある地域を住まいから創り出す」の3つを実現することで、魅力ある神戸の住まいを創り、次世代へ引き継いでいく』											
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	23,066	A	21,896	B	0	C	1,170	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	5.07 %

番号	計画的成果目標（定量的指標）	定量的指標の現況値及び目標値		
		定量的指標の定義及び算定式		
		当初現況値 (H28当初)	中間目標値 (H29末)	最終目標値 (H32末)
1	・神戸市における耐震性が確保された住宅の割合を拡大する 住宅・土地統計調査等の統計データや事業実施状況をもとに算出する (住宅の耐震化率) = (耐震性が確保された住宅数) / (全住宅数) (%)	86%	%	95%
2	・神戸市の既成市街地における老朽建築物の延床面積指数を減少させる 固定資産データ等をもとに算出する。 (老朽建築物) = (昭和55年以前建築延床面積) 当初現況値を100とする。	100%	%	94%
3	・神戸市内の高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率を拡大する 住宅・土地統計調査等の統計データや事業進捗状況をもとに算出する (バリアフリー化率) = (2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消された高齢者の居住する住宅) / (高齢者の居住する住宅)	47%	%	55%
4	・既存住宅の流通戸数の新築を含めた全流通戸数に対する割合を拡大する 住宅・土地統計調査及び住宅着工統計をもとに算出する (既存住宅の流通戸数の割合) = (中古住宅を購入かつ当該年度に取得した数) / (住宅着工戸数 + 中古住宅を購入かつ当該年度に取得した数)	27%	%	30%
5	・神戸市における既存住宅ストック全体に占める空き家の割合を減少させる 住宅・土地統計調査の統計データをもとに算出する (空き家率) = (空家の戸数) / (既存住宅ストック全体の戸数)	13%	%	12%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定	避難行動要支援者名簿の提供
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---	-----------	---------------

A 基幹事業																				
基幹事業(大)	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												H28	H29	H30	H31	R02				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	神戸市	直接	神戸市等	-	-	神戸市地域住宅計画に基づく事業(公営住宅等整備事業)	公的賃貸住宅の整備等(新設・建替)	神戸市						11,445		策定済	
	A15-002	住宅	一般	神戸市	直接	神戸市等	-	-	神戸市地域住宅計画に基づく事業(公営住宅等ストック総合改善事業)	公的賃貸住宅の整備等(耐震改修等)	神戸市							2,235		策定済
	A15-003	住宅	一般	神戸市	直接	神戸市等	-	-	神戸市地域住宅計画に基づく事業(住宅地区改良事業等)	改良住宅等改善事業	神戸市							3,634		策定済
	A15-004	住宅	一般	神戸市	間接	神戸市等	-	-	神戸市地域住宅計画に基づく事業(住宅地区改良事業等)	空き家再生等推進事業	神戸市							9		策定済
	A15-005	住宅	一般	神戸市	間接	神戸市等	-	-	神戸市地域住宅計画に基づく事業(地域住宅政策推進)	住宅確保要配慮者支援事業	神戸市							670		-

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												H28	H29	H30	H31	R02				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
地域住宅計画に基づく事業	A15-006	住宅	一般	神戸市	間接	神戸市等	-	-	神戸市地域住宅計画に基づく事業(地域住宅政策推進)	安全安心なすまい・まちづくり推進事業	神戸市						598		-	
	A15-007	住宅	一般	神戸市	間接	神戸市等	-	-	神戸市地域住宅計画に基づく事業(地域住宅政策推進)	住宅政策推進のための調査・普及啓発	神戸市						243		-	
	A15-008	住宅	一般	神戸市	間接	神戸市等	-	-	神戸市地域住宅計画に基づく事業(地域住宅政策推進)	住宅相談・住情報提供	神戸市						711		-	
											小計						19,545			
住環境整備事業	A16-009	住宅	一般	神戸市	直接	神戸市等	-	-	基本計画等作成等事業(垂水駅前)	基本計画等策定等	神戸市						7		-	
	A16-010	住宅	一般	兵庫県	間接	民間	-	-	垂水中央東地区市街地再開発事業	共同住宅、店舗 地区面積：0.7ha	神戸市						161	1.90	-	

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												H28	H29	H30	H31	R02				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
住環境整備事業	A16-011	住宅	一般	神戸市	間接	民間	-	-	垂水中央東地区市街地再 開発事業	共同住宅、店舗 地区面積： 0.7ha	神戸市						161	1.90	-	
	A16-012	住宅	一般	兵庫県	間接	民間	-	-	北鈴蘭台駅前地区市街地 再開発事業	共同住宅、店舗 地区面積： 0.5ha	神戸市						776	1.02	-	
	A16-013	住宅	一般	神戸市	間接	民間	-	-	北鈴蘭台駅前地区市街地 再開発事業	共同住宅、店舗 地区面積： 0.5ha	神戸市						776	1.02	-	
	A16-014	住宅	一般	神戸市	間接	民間	-	-	湊川公園北地区優良建築 物等整備事業	共同住宅 地区面積：0.2ha 市街地環境形成タイプ	神戸市						441	1.08	-	
	A16-015	住宅	一般	神戸市	間接	民間	-	-	岡本1丁目地区優良建築 物等整備事業	共同住宅 地区面積：0.07ha 市街地環境形成タイプ	神戸市						29	1.43	-	
												小計						2,351		
												合計						21,896		

C 効果促進事業

基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												H28	H29	H30	H31	R02				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
地域住宅計画に基づく事業	C15-001	住宅	一般	神戸市	直接	神戸市、個人	-	-	公営住宅等関連事業	市営住宅の改修等	神戸市						1,125	-		
	公営住宅等の適切な改修等を進めることで、より適正な住宅セーフティネットの確保が期待される																			
	C15-002	住宅	一般	神戸市	間接	神戸市、個人	-	-	空き家対策事業	老朽危険家屋解体除却補助(不良住宅以外)、空き家活用事業等	神戸市						45	-		
	老朽危険家屋等の除却を図ることで、安全・安心なすまい・まちづくりの推進に寄与することが期待される																			
											小計						1,170			
											合計						1,170			

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H28	H29	H30	H31	
配分額 (a)	486	1,325	1,707	4,491	
計画別流用増 減額 (b)	110	0	4	0	
交付額 (c=a+b)	596	1,325	1,703	4,491	
前年度からの繰越額 (d)	0	429	226	500	
支払済額 (e)	167	1,528	1,429	3,017	
翌年度繰越額 (f)	429	226	500	1,974	
うち未契約繰越額(g)	0	0	51	13	
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	0	2.64	0.26	
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

社会資本総合整備計画（第6回変更）

計画の名称	神戸市地域住宅支援整備計画（第2期）		
計画の期間	平成28年度～令和2年度（5年間）	交付対象	兵庫県・神戸市

- | | | |
|---------|--------------------------------------|-----------|
| A15-001 | 神戸市地域住宅計画に基づく事業
（公営住宅等整備事業） | （神戸市全域対象） |
| A15-002 | 神戸市地域住宅計画に基づく事業
（公営住宅等ストック総合改善事業） | （神戸市全域対象） |
| A15-003 | 神戸市地域住宅計画に基づく事業 | |
| A15-005 | （住宅地区改良事業等） | （神戸市全域対象） |
| A15-006 | 神戸市地域住宅計画に基づく事業 | |
| A15-007 | （地域住宅政策推進） | （神戸市全域対象） |
| A15-008 | | |
| A15-009 | | |
| C15-001 | 公営住宅等関連事業 | （神戸市全域対象） |
| C15-002 | 空き家対策事業 | （神戸市全域対象） |



社会資本総合整備計画（第6回変更）

計画の名称	神戸市地域住宅支援整備計画（第2期）		
計画の期間	平成28年度～令和2年度（5年間）	交付対象	兵庫県・神戸市



地域住宅計画（第2期）（第4回変更）

こうべしちいき
神戸市地域

こうべ
神戸市

令和2年11月

地域住宅計画

計画の名称	神戸市地域		
都道府県名	兵庫県	作成主体名	神戸市
計画期間	平成 28 年度 ~ 令和 2 年度		

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

神戸市は、兵庫県の東南部に位置し、人口約154万人、世帯数約70万世帯の地域である。面積は552.8kmあり、六甲山系により南北に大きく二分される。大阪湾に広がる南側は、東西に細長い山麓台地と海岸低地で構成される既成市街地と、人工島の海上都市地域により形成されている。また、六甲山系の北側は、農地と山林等の自然が広がり、西側には、緩やかな丘陵が広がっており、主に新市街地により形成されている。

本市は、神戸港とともに六甲山系南側の東西方向を中心に発展し、その後、大規模団地の整備による都市開発により六甲山の西側や北側の内陸部において、鉄道沿いに新市街地が形成され、都市拠点が島状に展開した構造となっている。戦前から形成されてきた既成市街地や山麓の住宅市街地のなかには、狭隘な道路が多く老朽化した木造住宅が密集する地域が存在する。また、昭和40年代前後から郊外を中心に開発されたニュータウンにおいて、高齢化の急速な進展、活力の低下やコミュニティの希薄化が懸念される地域が存在する。

さらに、阪神・淡路大震災により多くの民間住宅が滅失したことから、震災復興に市営住宅など多くの公的賃貸住宅を供給し、災害復興住宅では高齢化率が50%を超える状況となっている。

平成25年住宅・土地統計調査によると、住宅総数は約83万戸あり、約11万戸が空家となっている。住宅戸数が世帯数を上回っており既存住宅ストックの有効活用が住宅政策における重要な課題の一つとなっている。また、共同住宅が住宅総数の6割を超えており、築年代の古い共同住宅では建物の老朽化や居住者の高齢化に伴い、建物の維持管理・運営が困難な状況に陥っているものが多くある。

現在、公的住宅施策としては、老朽化した公営住宅の建替え・改修・住戸改善や併設施設の設置等を行っており、民間住宅施策としては、民間活力を活かした再開発事業による住宅供給、耐震化やバリアフリー化の促進支援、マンション管理支援、住情報の提供等を行っている。

2. 課題

- 被災都市として最も重要な課題である住宅の耐震化について、さらなる促進が必要となっている。また、住まいの適法性を確保するために、既存住宅の適正な維持管理に対する所有者等の意識向上や、住まいの防犯性を確保するために、住まい単体の対策だけでなく向こう三軒両隣りといった小さな地域の範囲から住環境の防犯性を高める取り組み、防災・安全に配慮した住環境の形成のために、密集市街地の解消への取り組みが必要となっている。
- 住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、セーフティネットの中核である市営住宅の計画的な再編・改修を進め良質なストックの確保が必要となっている。また、市営住宅の応募倍率が全市平均でも20倍を超えるなか、市営住宅を補完する役割がある公的賃貸住宅や民間賃貸住宅も含めて、住宅セーフティネットの再構築が必要となっているが、特に民間賃貸住宅はバリアフリー対策が遅れていることから、適切な支援が必要となっている。
- 世界的に地球温暖化への対処のため低炭素社会の実現が求められるなか、神戸市域の家庭部門の年間のCO2排出量は平成25年度には平成2年度の約1.5倍となっており、住まいの環境性能の向上など環境にやさしい住まいづくりや、住まい方の普及等を行うなど、住宅政策においても対応が必要となっている。
- 社会環境が変化し、人生設計のあり方が多様化するなか、住み替えがスムーズにできるようニーズにあった住宅の供給、空家ストックの有効活用や放置された老朽空き家対策、既存住宅の流通促進などにより成熟したニュータウンの再生への取り組み等に力を入れていく必要がある。
- 震災の経験から、地域コミュニティの重要性が再認識されたが、時間の経過に伴い、コミュニティの存続が難しくなっている地域の表面化、共同住宅の高経年化など、住まいの維持管理・運営や住環境に関する問題に対応するため、個人や家庭だけでなく、地域で共に住まう意識の重要性が高まっており、人と人とのつながりを育む住まいの住まい方に関して、地域での取り組みを支援する必要がある。
- 多様化する住宅ニーズに対して、効果的できめ細やかな住まい手支援を行うため、相談体制の拡充やネットワークの構築とともに、住教育の推進や住情報の発信の重要性が増している。

3. 計画の目標

『良質な公的賃貸住宅等の整備等を通じて、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、住宅・建築物の耐震化等による質の向上や住宅市街地の防災対策、既存住宅の流通促進や空き家対策、住まい手の総合支援等により、「誰もが安全、安心にすまうことができる」、「自分にあった住まい・住まい方を選択できる」、「活力のある地域を住まいから創り出す」の3つを実現することで、魅力ある神戸の住まいを創り、次世代へ引き継いでいく。』

4. 目標を定量化する指標等

指標	単位	定義	従前値		目標値	
				基準年度		目標年度
住宅の耐震化率	%	神戸市内における耐震性が確保された住宅の割合 (住宅・土地統計調査等により算出)	91	25	95	32
既成市街地における老朽建築物の延床面積指数	-	神戸市内の既成市街地における昭和55年以前の建築物の延床面積の従前値を100とした指数 (固定資産税データ等により算出)	100	27	94	32
高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率	%	神戸市内の高齢者(65歳以上)の居住する住宅における2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消された住宅の割合 (住宅・土地統計調査等により算出)	47	25	55	32
既存住宅の流通戸数の割合	%	既存住宅の流通戸数の新築を含めた全流通戸数に対する割合 (住宅・土地統計調査等により算出)	26.9	25	30	32
空き家の割合	%	既存住宅ストック全体に占める空き家の割合 (住宅・土地統計調査等により算出)	13.1	25	12.5	32

※ 計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

なお、令和2年度の目標の達成状況については、平成30年に実施される住宅・土地統計調査及び住生活総合調査等の結果をもとにトレンド推計することにより把握する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

目標を達成するために必要な事業として次の基幹事業を実施する。

- ・ 住宅に困窮している市民の居住の安定確保を図るため、公営住宅等整備事業や公営住宅等ストック総合改善事業等を実施する。(H28～R2)
- ・ 法令・条例・各種計画等の改正に対応するため、既存公営住宅等の改善事業を実施する。(H28～R2)
- ・ 既成市街地において、老朽木造住宅の密集及び狭隘道路の集積などの改善を図るため、住宅市街地総合整備事業を実施する。(H29～R2)
- ・ 改良住宅等の居住水準及び住環境の向上を図るため、改良住宅等改善事業を実施する。(H28～R2)
- ・ 居住環境の整備改善に資するため、空き家再生等推進事業により、老朽空き家の除却及び空き家活用を推進する。(H28～R2)

(2) 提案事業

目標を達成するために必要な事業として次の提案事業を実施する。

- ・ 住宅確保要配慮者等の居住安定確保を図るとともに、ライフステージに応じた公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅等への円滑な入居等を支援する事業を実施する。(H28～R2)
- ・ 地域住民の円滑な合意形成や意識向上を図るため、安心安全なすまい・まちづくり推進事業を実施する。(H28～R2)
- ・ 効果的な住宅政策立案・推進を行うため、住宅政策推進のための調査・普及啓発を実施する。(H28～R2)
- ・ 市民の住宅に対する不安の解消やトラブルの回避、政策課題の把握のため、住宅相談・住情報提供を実施する。(H28～R2)

(3) その他（関連事業など）

目標を達成するために本計画を社会資本総合整備計画に位置づけ、関連する次の事業を一体となって実施する。

- ・ 公営住宅の建替推進や駐車場の整備及びこれらに関連する公共施設の整備、公的賃貸住宅等の既存ストックの改善、既存公営住宅等の除却等の事業を実施する。(H28～R2)
- ・ 地域住民の円滑な合意形成や意識向上を図るため、安心安全なすまい・まちづくり推進事業を実施する。(H28～R2)
- ・ 居住環境の整備改善に資するため、老朽危険家屋の除却及び空き家活用を推進する。(H28～R2)
- ・ 都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業等を実施する。(H28～R2)
- ・ 建築物の耐震化促進のための住宅・建築物安全ストック形成事業を実施する。(H28～R2)

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業					
事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費	備考
公営住宅等整備事業		神戸市	1,521戸	11,445	
公営住宅等整備事業	(防災安全)	神戸市		1,934	
公営住宅等ストック総合改善事業		神戸市	—戸	2,235	
公営住宅等ストック総合改善事業	(防災安全)	神戸市	—戸	9,958	
公営住宅等ストック総合改善事業	(防災安全)(重点計画)	神戸市	—戸	5,086	
住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)	(防災安全)	神戸市	兵庫北部他	1,822	鈴蘭台地区費用便益費1.12
住宅地区改良事業等	改良住宅等改善事業	神戸市	—戸	3,634	
	改良住宅等改善事業(防災安全)	神戸市	—戸	1,690	
	改良住宅等改善事業(防災安全)(重点計画)	神戸市	—戸	437	
	空き家再生等推進事業	神戸市	30戸	9	
合計				38,250	
提案事業					
事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費	備考
住宅確保要配慮者支援事業		神戸市	—	670	
安心安全なすまい・まちづくり推進事業		神戸市	—	598	
住宅政策推進のための調査・普及啓発		神戸市	—	243	
住宅相談・住情報提供		神戸市	—	711	
合計				2,222	

(参考) 関連事業

事業	細項目	事業主体	規模等
社会資本整備総合交付金(効果促進事業)	公営住宅等関連事業	神戸市	—
	空き家対策事業	神戸市	—
	安全・安心なすまい・まちづくり推進事業	神戸市	—
	住宅相談・住情報提供	神戸市	—
	住宅・建築物の耐震化促進事業	神戸市	—
社会資本整備総合交付金(住環境整備事業)	基本計画等作成等事業	神戸市	—
	市街地再開発事業	神戸市	—
	優良建築物等整備事業	神戸市	—
	住宅・建築物安全ストック形成事業	神戸市	—

※交付期間内事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

該当なし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

(特定優良賃貸住宅の入居の資格に係る認定基準の特例)

認定事業者は、特定優良賃貸住宅について一定期間以上入居者を確保できないときは、市長の承認を受けて、配慮入居者に賃貸することができる。

配慮入居者：①法第6条第2項第2号の事業の実施に伴い住宅の明渡し請求を受けた者

②災害等により住宅に被害を受け一時移転先を必要とする世帯 ③新婚世帯 ④子育て世帯 ⑤夫婦共働き世帯

⑥高齢者世帯 ⑦共同利用により入居する世帯（外国人留学生及び60歳以上のものに限る） ⑧法人契約により入居する世帯

⑨自宅と離れた病院での治療のため一時的に住居を必要とする世帯 ⑩自宅の建て替え期間中の仮住居として使用する場合

⑪一時的な赴任や研修等、勤務の都合により短期間の入居となる場合 ⑫障害者世帯

賃貸に関する事項：市内全ての特定優良賃貸住宅の空き家を対象とする。

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たす必要があります。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

(地域優良賃貸住宅の整備)

都市再生機構が定めた供給計画に基づく子育て世帯向け住宅を供給する。

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。